横浜市民有地緑化助成事業要綱

制 定 平成 26 年 4 月 1 日 環創み第 2736 号 (局長決裁) 最近改正 平成 28 年 4 月 13 日 環創み第 2983 号 (局長決裁)

(目的)

- 第1条 この要綱は、「横浜みどりアップ計画」に基づき、事業者に助成金を交付することにより、市街地における緑の創出、公開性や視認性の高い緑化の推進、質の高い緑の維持や生物多様性に寄与する緑化などの効果的な緑化による民有地緑化を推進し、都市環境の向上に寄与することを目的とする。
- 2 民有地緑化助成事業における助成金の交付については、予算の範囲内とし、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金等規則」という。)に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 「助成事業」とは、助成金の交付の対象となる民有地緑化助成事業をいう。
 - (2) 「助成事業者」とは、助成事業を行うことを目的として、市長に助成金の交付申請をし、 交付の決定を受けた者をいう。
 - (3) 「民有地」とは、国、地方公共団体若しくはその他の公共団体又はこれらの者に準ずる者の所有でない土地のことをいう。ただし、自治会館、町内会館等の施設を設置するために、地縁団体が借り受けた本市所有地は、民有地とみなす。
 - (4) 「道路等」とは、道路(公道)、水路及び公園等不特定多数の市民が常時利用する公共施設又は公開空地等をいう。
 - (5) 「屋上緑化」とは、市街化区域内の民有地において、屋上、バルコニー及び日常的に管理でき、かつ、安全に立ち入ることのできる陸屋根で、上部に構造物がない部分の緑化をいう。
 - (6) 「壁面緑化」とは、市街化区域内の民有地において、建築物の外壁面で、上部に構造物がない部分の緑化をいう。ただし、潅水施設の設置や日照の確保など、植物が適切に生育できる環境を整えた場合は、上部に構造物がある部分を含むことができる。
 - (7) 「地面緑化」とは、市街化区域内の民有地において、屋外で公開性又は視認性のある部分の 緑化をいう。
 - (8) 「公開性」とは、広く一般の人が常時立ち入ることができる状態をいう。ただし、防犯 上又は安全上の理由によりやむを得ない場合は、立ち入る時間帯を限定することができ る。
 - (9) 「視認性」とは、広く一般の人が常時目にすることができる状態をいう。ただし、防犯 上又は安全上の理由によりやむを得ない場合は、視認する時間帯を限定することができ る。

- (10) 「緑地」とは、縁石等で仕切られ、植物の植えられている区画をいい、縁石等の構造物は含まない。
- (11) 「樹木緑化」とは、高木、中木又は低木からなる樹木による緑化をいい、ツル性木本による緑化は含まない。
- (12) 「高木」とは、しゅん工時の高さが2.5メートル以上の樹木をいう。
- (13) 「中木」とは、しゅん工時の高さが1メートル以上2.5メートル未満の樹木をいう。
- (14) 「低木」とは、しゅん工時の高さが 0.4 メートル以上 1 メートル未満の樹木をいう。
- (15) 「芝等緑化」とは、芝、地被類又は多年生草本(タケ・ササ類を含む。)により地表面を覆う緑化をいう。
- (16) 「その他緑化」とは、樹木緑化及び芝等緑化以外の菜園等による緑化をいう。
- (17) 「市内中小企業者」とは、横浜市中小企業振興基本条例(平成22年3月横浜市条例第9号)第2条第1項に規定するものをいう。

(助成事業の対象となる事業)

- 第3条 助成事業の対象となる事業は、別表1に定めるもののほか、次の各号に定めるものとし、申請場所の緑化面積が増加する場合は再整備も対象とする。なお、緑化を計画する際は、別表1の備考欄を参考に生物多様性の向上に寄与するよう努めなければならない。また、法令等により緑化率の定めがある場合は、その基準を超えた部分の緑化とする。ただし、本緑化に関して他の助成等を受けていないこと。
 - (1) 原則、別表1の項目1から項目5においては、過去に本市事業による助成を受けて緑化した箇所を除き、かつ、申請は一敷地について会計年度内に1回のみとする。
 - (2) 項目 6 においては、申請は会計年度内に 1 回のみとし、助成期間は平成 31 年 3 月 31 日 までとする。
- 2 別表1の項目1及び項目2における屋上緑化の緑化面積は、樹木緑化、芝等緑化及びその他緑化による緑地の水平投影面積(以下「面積」という。)をいう。プランターによる緑化は容量が50リットル以上で、かつ、耐久性があり、植物の生育に支障がないもので、転倒等がないよう設置場所に固定されているものとする。なお、樹木緑化の場合、高木は1本当たり10平方メートル、中木は1本当たり4平方メートル、低木は1本当たり1平方メートルとして面積換算するが、換算した面積が緑地の面積より大きくなる場合は、緑地の面積を樹木緑化面積とする。なお、各緑化の面積は、重複して計上することはできないものとする。
- 3 別表1の項目3及び項目4における壁面緑化の緑化面積は、しゅん工時に建築物の外壁面が多年生の植物に覆われている部分の合計が垂直方向に1メートル以上となる部分について、水平投影の長さに1メートルを乗じて得た面積をいう。ただし、ツル性木本が水平方向に1メートル当たり3株以上植栽され、かつ、垂直方向に1メートル以上連続して覆うことが可能な壁面(誘引施設等)が設置されている場合は、水平方向の延長に含めることができる。また、しゅん工時に壁面が植栽に覆われるパネル工法等による壁面緑化を行う場合は、緑化面積は、植栽に覆われる部分の実面積をいう。

- 4 別表1の項目5における地面緑化の緑化面積は、第2項に定めるものと同様とするが、プランターのみの緑化は認めない。また、対象については、別表1の項目5に定めるもののほか、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 対象となる範囲(別図1)。ただし、公開性のある地面緑化に該当するものを除く。 ア 敷地が道路等に接道している部分。また、奥行きは、道路等との境界から3メートル 以内とする。
 - イ 緑地に接する道路等の地盤面と緑地地盤面との高低差が1メートル以内とし、緑地地 盤面を超える擁壁、ブロック塀、フェンス及びその他これらに類するもの(生垣を含む。 以下「構造物等」という。)がないこと。
 - (2) 対象外とする範囲
 - ア 建築基準法第42条第2項の規定に基づき本市が指定する道路(通称:2項道路)に 接し、道路中心線から後退して設定した道路のみなし境界線と既存道路との間の民有地 部分(別図2)
 - イ 構造物等が設置又は計画されている場合、視認する側から見て構造物等の後方部分 (別図1)
- 5 緑地の土壌厚は、別表 2 を目安に植物の生育が適切に確保できるものとする。 (助成事業の対象経費)
- 第4条 助成事業のうち、別表1の項目1から項目5について、対象となる経費は、次に掲げる工事等に要する経費とし、運搬費、荷揚費、労務費及び諸経費は含めないものとする。
 - (1) 緑化に係る基盤整備及び潅水施設の工事費
 - (2) 緑化に係る基盤整備及び潅水施設に要する材料、土壌並びに樹木等(「その他緑化」に係る草本類は除く。)の購入費
 - (3) 樹木等の植栽費
 - (4) 地面緑化に係る沿道部分(道路等の境界から3メートル以内)の構造物等の撤去費。ただし、第1号から第3号までの合計費用の30パーセント以内を上限として対象となる経費に含むことができる。
- 2 助成事業のうち、別表1の項目6について、対象となる経費は、次に掲げる維持管理に要する経費とし、次の表に該当するものとする。
 - (1) 対象緑化整備地の維持管理に要する委託費
 - (2) 対象緑化整備地の維持管理に要する備品及び消耗品の購入費

内容	対象
委託費	・点検及びその修繕・補修等・排水溝清掃・樹木のせん定、刈り込み、芝刈り、除草・施肥、地盤改良・病虫害防除・樹木医診断、生物調査
備品等購入費	・維持管理のための機材及び園芸資材等

(助成額)

第5条 助成の額は、別表1のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(助成金の交付の申請)

- 第6条 助成金の交付の申請ができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただ し、国、地方公共団体若しくはその他公共団体又はこれらの者に準ずる者を除く。
 - (1) 助成事業を行う当該建築物の所有者若しくは建築主又は土地の所有者
 - (2) 前号に定める者から承諾を得た者
- 2 助成事業のうち、別表1の項目1から項目5の助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、助成事業の着工前に、民有地緑化助成事業助成金交付申請書(第 1号様式)に次に掲げる図書を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。
 - (1) 事業計画書(第3号様式)
 - (2) 案内図
 - (3) 収支予算書(第5号様式)
 - (4) 工事費見積書(写)若しくはそれに類するもの又は設計書(写)
 - (5) 緑化関係図
 - ア 敷地平面図及び建物等配置図
 - イ 緑化場所の位置図及び平面図、緑化求積図、植栽計画図及び断面図並びにその他必要な 施設図等
 - (6) 施工前写真。ただし、申請時に対象の建築物等が未完成の場合には、実績報告書に添付することができる。
 - (7) 対象の建築物が建築基準関係規定に適合していることを証する検査済証(写)又は確認済証(写)。ただし、地面緑化の場合は除く。
 - (8) 基準以上の緑化をしていることを証する書類(写)。ただし、法令等により緑化率の定めがある場合に限る。
 - (9) 第1項第1号に該当する者の承諾書(第1項第2号の者が申請する場合)
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 3 助成事業のうち、別表1の項目6の申請者は、助成事業の着工前に、民有地緑化助成事業 (維持管理)助成金交付申請書(第2号様式)に次に掲げる図書を添えて、市長に提出し、 承認を受けなければならない。
 - (1) 維持管理計画書(第4号様式)
 - (2) 案内図
 - (3) 収支予算書(第5号様式)
 - (4) 経費見積書(写)又はそれに類するもの
 - (5) 対象場所の位置図及び平面図
 - (6) 現況写真
 - (7) 対象場所整備時の民有地緑化助成事業助成金額確定通知書(写)
 - (8) その他市長が必要と認める書類

- 4 補助金等規則第5条第3項の規定により、市長が助成金交付申請書への添付を省略できる 書類は、同条第2項第2号及び第4号に定める書類とする。
- 5 第2項第4号及び第3項第4号の見積書については、市内中小企業者から徴収するよう努めなければならない。
- 6 申請者は、第2項による交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る 消費税等相当額(助成金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消 費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の 金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た 金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明 らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(助成金の交付の決定等)

- 第7条 市長は、助成金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類及び必要に応じて行 う現地調査等によりその内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、 民有地緑化助成事業助成金交付決定通知書(第6号様式)により、速やかにその旨を申請者 に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金を交付することが不適当であると認めたと きは、民有地緑化助成事業助成金不交付決定通知書(第7号様式)により、速やかにその旨 を申請者に通知するものとする。

(助成金の交付の条件)

- 第8条 市長は、助成金の交付を決定する場合において必要があると認められるときは、助成 金の交付の目的を達成するために必要な限度において、条件を付することができる。
- 2 助成事業者は、次の事項に配慮して本助成事業を行うものとする。
- (1) 将来にわたり樹木等が良好に生育するよう、日照及び良好な土壌環境の確保等に配慮すること。
- (2) 近隣への日照障害、枝葉の越境回避等周辺環境に悪影響を及ぼさないようにすること。
- 3 助成事業者は、第11条の規定による助成金額確定の通知日の翌年度から最低5年間は、樹木等の育成管理に努めなければならない。本助成事業の完了後に当該緑化整備地を所有する者についても、同様とする。

(助成事業の内容の変更等)

- 第9条 助成事業者は、助成事業の内容を変更しようとする場合又は助成事業を廃止しようとする場合は、速やかに民有地緑化助成事業変更・廃止承認申請書(第8号様式)に関係図書(変更しようとする場合に限る。)を添付して申請し、市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認すること が適当であると認めたときは、民有地緑化助成事業変更・廃止承認通知書(第9号様式)に より、その旨を申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の審査の結果、承認することが不適当であると認めたときは、民有地緑化助成事業変更・廃止不承認通知書(第10号様式)により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 4 第1項に規定する助成事業の内容等の変更について、次の各号に掲げる事項以外の軽微な変更は市長の承認を要しない。
- (1) 法人の代表者名等の変更
- (2) 施工箇所、工種又は工法の変更
- (3) 助成事業における経費の配分の変更

(実績報告書の提出)

- 第 10 条 助成事業者は、助成事業のうち、別表 1 の項目 1 から項目 5 による事業が完了したときは、速やかに民有地緑化助成事業実績報告書(第 11 号様式)に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 収支決算書(第5号様式)
 - (2) 請求書(写)若しくはそれに類するもの又は契約書(写)
 - (3) 助成事業施工中及び完了写真
 - (4) 助成事業に関わる領収書(写)又は支出を証する書類(写)。ただし、実績報告時での提出が困難である場合は、助成金支払請求時に添付することができる。
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 助成事業者は、助成事業のうち、別表1の項目6による事業が完了したときは、速やかに 民有地緑化助成事業(維持管理)実績報告書(第12号様式)に次に掲げる図書を添えて、市長 に提出しなければならない。
 - (1) 収支決算書(第5号様式)
 - (2) 請求書(写)若しくはそれに類するもの又は契約書(写)
 - (3) 維持管理作業中、完了及び第4条第2項第2号により購入したものがあれば、その搬入等の写真
 - (4) 助成事業に関わる領収書(写)又は支出を証する書類(写)。ただし、実績報告時での提出が困難である場合は、助成金支払請求時に添付することができる。
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 補助金等規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告書への添付を省略できる書類は 同条第1項第3号に定める書類とする。
- 4 第6条第6項のただし書きにより交付の申請をした助成事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。
- 5 第6条第6項のただし書きにより交付の申請をした助成事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した助成事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)について、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(助成金額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該実績報告書及びその添付図書の内容又は完了検査により審査し、助成金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定して、民有地緑化助成事業助成金額確定通知書(第 13 号様式)により、その額を助成事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第12条 市長は、前条の規定において、その報告内容又は完了検査による審査の結果、助成金 交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につい て、これに適合させるための措置をとるべきことを助成事業者に対して指示することができ る。

(助成金の請求)

- 第 13 条 助成金の支払を受けようとする助成事業者は、第 11 条の規定による通知を受けたときは、速やかに民有地緑化助成事業助成金支払請求書(第 14 号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の支払の請求があったときは、適法な請求書の受理日から 30 日以内に当該助成金を支払うものとする。

(指示書の通知)

- 第14条 市長は、故意又は重大な過失により、助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件が遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対し、民有地緑化助成事業事業改善指示書 (第15号様式)によって管理状況の改善を指示することができる。
- 2 助成事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに民有地緑化助成事業事業改善回答書(第16号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第15条 市長は、助成事業者が次のいずれかに該当するときは、助成金交付の決定の内容の全 部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (2) 助成事業に関して助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 助成金の交付申請年度内に、第10条第1項の規定による実績報告書を提出しないとき。
 - (4) 虚偽その他不正な手段により助成金交付の決定又は助成金の交付を受けたとき。
 - (5) 第17条第1項及び第2項に定める内容に違反したと認められるとき。
 - (6) その他市長が認めるとき。
- 2 前項の規定は、第11条の規定により助成金の額が確定した後においても適用するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、民有地緑化助成事業助成金交付決定 内容取消通知書(第17号様式)により、その旨を助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返環)

- 第 16 条 市長は、前条第 1 項の規定により助成金交付の決定の内容を取り消した場合において、 当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて民有地緑化 助成事業助成金返還請求書(第 18 号様式)により、その返還を求めなければならない。
- 2 助成事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、助成金返還請求書に規定された期限 内に助成金の返還を行うものとする。

(助成事業者の責務)

- 第17条 別表1の項目1から項目5の申請を行った助成事業者は、第11条の規定による助成金 額確定の通知日から、5年間は当該緑化整備地を保全するよう努めなければならない。
- 2 助成事業者は、樹木等を常時良好な状態に保ち、適切な維持管理に努めなければならない。 なお、助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反する可能性が生じた場合は、市 長と協議を行うものとする。
- 3 別表1の項目1から項目5の申請を行った助成事業者は、第11条の規定による助成金額確定 の通知日の翌年度から5年度間、各年度末までに、当該緑化整備地のおおよそ1年間の維持管 理状況について、民有地緑化助成事業維持管理状況報告書(第19号様式)により、市長に報告 しなければならない。
- 4 助成事業者は、助成事業者の変更があった場合は、民有地緑化助成事業助成事業者変更届出 書(第20号様式)により市長に届け出なければならない。

(広報・普及啓発への協力)

第 18 条 助成事業者は、本事業を活用して実施した旨の分かる表示を掲出すること。また、本市から「横浜みどりアップ計画」の広報や本事業の普及啓発のため、写真提供等の要請があった場合には協力をすること。

(財産処分の制限)

第 19 条 補助金等規則第 25 条の規定による市長が定める期間は、第 11 条の規定による助成金額 確定の通知日から原則 5 年とする。

(関係書類の保存期間)

第20条 補助金等規則第26条の規定による市長が定める関係書類の保存期間は、第11条の規定による 助成金額確定の通知日から5年とする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、当該助成事業に必要な事項は、環境創造局長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に横浜市屋上緑化等助成事業要綱の規定によりなされた助成金の申請、 決定、その他の行為については、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。 附則

(施行期日)

1 改正後の要綱は、平成28年4月13日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から 適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に作成されている様式書類については、なお従前の例による。
- 3 平成27年度以前の予算に係る補助金に関しては、なお従前の例による。

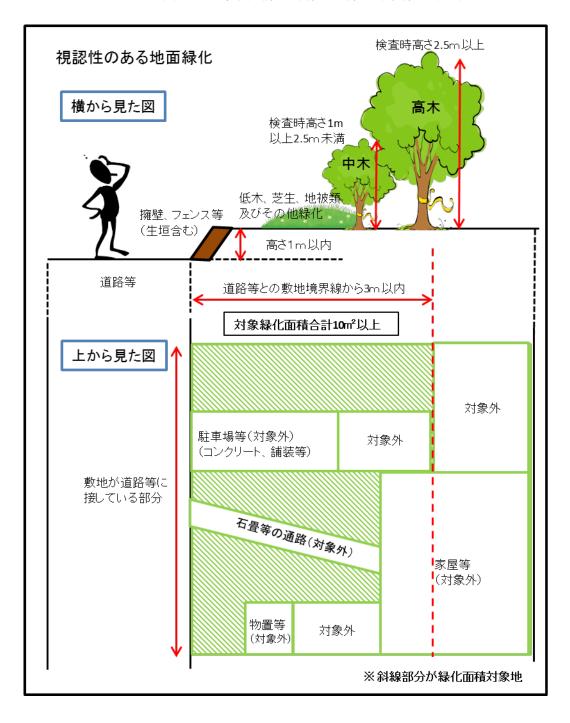
別表1(第3条第1項、第5条)

項目	対象 緑化 事業	対象場所	対象	対象内容	対象緑化面 積	対象工 事期間	助成額	
1	屋上緑山	鶴見区、神 奈川 中区、 で 京 の 京 の の の の り り り り り り り り り り り り り	 ・樹木緑化 ・芝等、その他緑化ただし、その他緑化を行う場合は、対象となる緑化面積の合計の2分の1未満までの部分の緑化とし、しゅん工時に適切に緑化されていなければならなで建築中のもでいなければならな 	次のいずれか少ない額 ・対象経費の1/2 ・樹木緑化2万円/㎡、 芝等、その他緑化1万円/㎡ ・上限500万円				
2	化	上記以外		工時に適切に緑化され ていなければならな	・3 ㎡以上		次のいずれか少ない額 ・対象経費の 1/2 ・樹木緑化 2 万円/㎡、 芝等及びその他緑化 1 万円/㎡ ・上限 100 万円	複数の緑化
3	壁面緑	鶴見区、神 奈川区、西 区、中区及 び南区のう ち視認性の ある場所	号)及び都市 計画法(昭和 43年法律第 100号)その 他関係法令に 適合している もの。	・多年生の植物による緑化	・10 ㎡以上	申請する会計に	次のいずれか少ない額 ・対象経費の 1/2 ・壁面緑化 1 万円/㎡ ・上限 500 万円	事業を申請 する地1会計 年度、1 り 年度限にはらで り 日1かででの 日1か合わせ
4	化	上記以外			・3 ㎡以上	申請する会計年度内に助成事業の完了が可能な	次のいずれか少ない額 ・対象経費の 1/2 ・壁面緑化 1 万円/㎡ ・上限 100 万円	の合計は 500 万円。 ただし、項 目 2 及び項 目 4 のみの 組み合わせ の上限は合
5	地面緑化	鶴見区、神 奈川、中 区、区、区 で で の の の り り り り り り り り り り り り り り り	道路等に接し ている民有地	・中木2本以上の樹木 緑化 ・樹木緑化に合わせ て、芝等緑化又はその 他緑化をすることがで きる。ただし、その他 緑化を行う場合は、対 象となる緑化面積の合 計の2分の1未満まで の部分の緑化とし、 しゅん工時に適切に緑 化されていなければな らない。	・10 ㎡以上	完了が可能なもの	次のいずれか少ない額 ・対象経費の 1/2 ・樹木緑化 2 万円/㎡、 芝等、その他緑化 1 万 円/㎡ ・上限 500 万円	計 100 万円
6	産上・壁面緑化の	当該助成事 業で項目1 又は項目3 で緑化整備 した場所	項目1又は項 目3で緑化整 備した当該部 分	対象緑化整備地の維持 管理に要する経費のう ち以下のもの ・委託費 ・備品等購入費			次のいずれか少ない額 ・対象経費の1/2 ・上限50万円/年のうち 費は上限5万円/年	、備品等購入

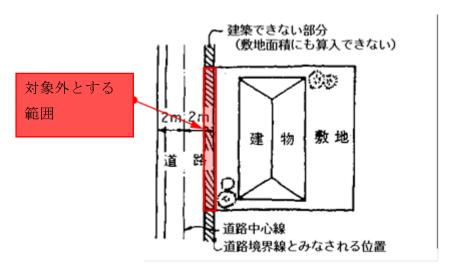
「生物多様性の向上に寄与する緑化」とは

備

- 1 エコロジカルネットワーク形成の観点から、周辺地域における緑のつながりを考慮し、まとまりのある緑化として確保されること。
- 2 地域固有の生物相を考慮し、在来種中心の多様な植物種の導入と維持するための植物基盤の環境条件(土壌厚や土質、排水性等)が十分確保されていること。さらに、野鳥や昆虫など地域にふさわしい身近な生き物の生息環境や移動経路が確保できること
- 3 普及啓発の観点から、多くの人が四季を通じ多様な花や緑に接する場とするとともに、整備と管理及び安全上の配慮がなされていること。



別図2 対象外とする範囲(2項道路)(第3条第4項第2号ア)



別表2 土壌厚の基準例(第3条第5項)

		自然土壌	改良土壌	人工土壌
樹木緑化	高木	60cm		40cm
	中木	45cm		25cm
	低木	30	cm	15cm
芝等緑化		10cm		5cm
その他緑化		15cm		

第1号様式(第6条第2項)

「横浜みどりアップ計画」

民有地緑化助成事業助成金交付申請書

年	月	日
—	Л	

(申請先)

横浜市長

申請者 住所

氏名

(EIJ)

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

年度「横浜みどりアップ計画」による民有地緑化助成事業についての助成金の交

付を受けたいので、関係図書を添えて申請します。

1 2	· Manage and · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
事業実施場所	横浜市 区		
緑化工法·緑化 面積	□ 屋上 樹木緑化面積 m² □ 地面 樹木緑化面積 m² 芝等緑化面積 m² ご等緑化面積 m² その他緑化面積 m² その他緑化面積 m² をの他緑化面積 m² をのめ上面積 m² をのめ上面積 m² をのめ上面積 m² をのめ上面積 m² をのめ上面積 m² をのめ上面積		
助成金交付申請額	円(1,000 円未満切捨て)		
うち、 消費税等相当 額の有無	□有 理由:□消費税の申告をしていない、又は消費税等相当額が明らかでないため □その他()		
助成対象事業費	円		
助成金交付申請 額の算出方法			
添付図	□ 事業計画書(第3号様式) □ 案内図 □ 助成事業に係る収支予算書(第5号様式) □ 工事費見積書(写)若しくはそれに類するもの又は設計書(写) □ 緑化関係図 □ 施工前写真 □ 建築基準関係規定に適合していることを証する検査済証(写)又は確認済証(写) □ 基準以上の緑化をしていることを証する書類(写) □ 建築物所有者等の承諾書 □ その他市長が必要と認める書類		

(注意) 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。

民有地緑化助成事業(維持管理)助成金交付申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住所

氏名

(EII)

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

年度「横浜みどりアップ計画」による民有地緑化助成事業(維持管理)について の助成金の交付を受けたいので、関係図書を添えて申請します。

事業実施場所	横浜市 区	
緑化工法·緑化 面積	 □ 屋上 樹木緑化面積 m² 芝等緑化面積 m² cの他緑化面積 m² m² 合 計 m² □ 壁面 緑 化 面 積 m² 総 合 計 緑 化 面 積 m² 	
助成金交付申請額	円(1,000円未満切捨て)	
うち、 消費税等相当 額の有無	□有 理由:□消費税の申告をしていない、又は消費税等相当額が明らかでない □その他() □無	いため
助成対象事業費	円	
整備時の金額確 定通知書	第 号 年 月 日	
助成金交付申請 額の算出方法		
添 付 図	□ 維持管理計画書(第4号様式) □ 案内図 □ 助成事業に係る収支予算書(第5号様式) □ 経費見積書(写)又はそれに類するもの □ 対象場所の位置図及び平面図 □ 現況写真 □ 対象場所整備時の民有地緑化助成事業助成金額確定通知書(写) □ その他市長が必要と認める書類	

(注意) 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。

事業計画書

	(名称)
建築物等の名称等	
	(所 在 地)
建築物等の概要等	(構造、階数)
工术 10 10 加叉 1	(用途地域)
74. W. W. O =	(住 所)
建築物等の所有者	(氏 名)
	(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
	(申請者との関係)
	(工事期間)
緑化工事の内容	
	(中华华色工事)
	(助成対象工事)
	(緑化場所の形態及び緑化面積)
	(樹木等の集計)
	(個八寸の米目)
	(緑化関係図)
	1 敷地平面図及び建物等配置図
	2 緑化場所の位置図及び平面図
	3緑化求積図4植栽計画図及び断面図
	5 その他必要な施設図等
供	<u> </u>
備考 (生物多様性の向上	
に配慮した点等)	

維持管理計画書

	(5.41)
建築物等の名称等	(名称)
	(所 在 地)
建築物等の概要等	(構造、階数)
在来物寺の佩女寺	(用途地域)
74.85.11.85.0 = 5.4-11	(住 所)
建築物等の所有者	(氏 名)
	(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
	(申請者との関係)
	(作業予定期間)
維持管理の内容	
	(維持管理内容)
	(緑化場所の形態及び緑化面積)
	(HI 1, tre a, ft 31)
	(樹木等の集計)

第5号様式(第6条第2項第3号、第3項第3号、第10条第1項第1号、第2項第1号) 「横浜みどりアップ計画」

収 支 ^{予 算} 書

	項目	金額(円)	積算の内訳
収入			
	計		

	項目	金額(円)	積算の内訳
支出			
	計		

民有地緑化助成事業助成金交付決定通知書

第 号年 月 日

住所

氏名

様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長即

年 月 日に申請のありました「横浜みどりアップ計画」による民有地緑化 助成事業の助成金については、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

1 交付金額 円

- 2 交付の条件
- (1) 横浜市民有地緑化助成事業要綱を遵守してください。
- (2) この助成金は、民有地緑化助成事業実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- (3) 事業完了後速やかに、収支決算及び実績報告書を提出してください。
- (4) 交付金額は、実績報告提出の後、助成金金額確定通知書で確定します。
- (5) 虚偽その他不正な手続で助成金の交付を受けたときには、全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (6) この助成金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。
- ※1 本助成事業完了後に当該助成事業の対象となった建築物を所有する者についても、 5年間の樹木等の育成管理に努めてください。
- ※2 横浜市民有地緑化助成事業要綱第6条第6項のただし書きにより交付の申請をした申請者は、実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出してください。

(A4)

第7号様式 (第7条第2項)

「横浜みどりアップ計画」

民有地緑化助成事業助成金不交付決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

住所

氏名 様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

年 月 日に申請のありました「横浜みどりアップ計画」による民有地緑化 助成事業の助成金については、次の理由により交付しないことに決定しましたので通知しま す。

理由

	変更	
民有地緑化助成事業		承認申請書
	廃止	

年 月 日

(申請先) 横浜市長

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

年 月 日に 第 号で助成金交付の決定を受けました「横浜みどりアップ計画」による民有地緑化助成事業を、次のとおり 変更 したいので、関係図書廃止を添えて申請します。

変更 の内容 廃止	
変更 の理由 廃止	

(注意)署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。

第9号様式 (第9条第2項)

「横浜みどりアップ計画」

	変更	
民有地緑化助成事業		承認通知書
	廃止	

 第
 号

 年
 月

 日

住所

氏名 様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長即

年 月

日に申請のありました「横浜みどりアップ計画」によ

る民有地緑化助成事業の

変更 廃止

を承認します。

事業実施場所 (名称・所在地)	(名称) (所在地)横浜市	区			
交付決定通知番号	年 月	日	第	号	

(変更の場合)

変更前交付予定金額	円
変更後交付予定金額	円
変更△減額	円
交付の条件	

(A4)

第10号様式(第9条第3項)

「横浜みどりアップ計画」

民有地緑化助成事業

変更

廃止

不承認通知書

第 号

年 月 日

住所

氏名

様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました「横浜みどりアップ計画」による民有地緑化 助成事業の 変更 については、次の理由により承認しないので通知します。 廃止

理由

民有地緑化助成事業実績報告書

年 月 日

(報告先)

横浜市長

報告者 住所

氏名

 \bigcirc

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

年 月 日に 第 号で助成金交付の決定を受けました「横浜みどりアップ計画」による民有地緑化助成事業が完了しましたので、関係図書を添え、次のとおり報告します。

事業実施場所	横浜市	区						
緑化工法・緑化面積	□ 屋上	樹木緑化面積芝等緑化面積その他緑化面積		m² m² m² m²		也面計	樹木緑化面積 芝等緑化面積 その他緑化面積	m² m² m² m²
	□ 壁面 総 合	緑 化 面 積 計 緑 /	化面和	㎡ 漬			m^2	
助成金の交付決定額								
及びその精算額							円	
完了年月日			年	月		日		
添 付 図 書	□ 収支決算書(第5号様式) □ 工事費請求書(写)若しくはそれに類するもの又は工事契約書(写) □ 助成事業施工中及び完了写真 □ 助成事業に関わる領収書(写)又は支出を証する書類(写) □ その他市長が必要と認める書類							

(注意)署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。

民有地緑化助成事業 (維持管理) 実績報告書

年 月 日

(報告先)

横浜市長

報告者 住所

氏名

(EII)

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

年 月 日に 第 号で助成金交付の決定を受けました「横浜みどりアップ計画」による民有地緑化助成事業が完了しましたので、関係図書を添え、次のとおり報告します。

事業実施場所	横浜市	区			
緑化工法・緑化面積	□ 屋上	樹木緑化面積 芝等緑化面積 その他緑化面積	m² m² m²		
	合	計	m²		
	□ 壁面	緑 化 面 積	m^2		
	総合	計 緑化	公面 積	m²	
助成金の交付決定額					
及びその決算額				円	
完了年月日		2	年 月	日	
添 付 図 書	□ 収支決算書(第5号様式) □ 請求書(写)若しくはそれに類するもの又は契約書(写) □ 維持管理作業中、完了及び備品等購入の搬入等の写真 □ 助成事業に関わる領収書(写)又は支出を証する書類(写) □ その他市長が必要と認める書類				

(注意)署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。

民有地緑化助成事業助成金額確定通知書

第 号

年 月 日

住所

氏名 様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長

年 月 日に実績報告書の提出のありました「横浜みどりアップ計画」による民有地緑化助成事業の助成金ついては、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

1 助成金確定額

円

- 2 交付の条件
 - (1) 横浜市民有地緑化助成事業要綱を遵守してください。
 - (2) 速やかに支払請求書を提出してください。
 - (3) 助成金額確定の通知日の翌年度から5年度間、各年度末までに、当該緑化整備地のおおよそ1年間の維持管理状況について、維持管理状況報告書を提出してください。
 - (4) 虚偽その他不正な手続で助成金の交付を受けたときには、全部又は一部の返還を求めることがあります。
 - (5) この助成金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。
 - ※1 本助成事業完了後に当該助成事業の対象となった建築物を所有する者についても、 5年間の樹木等の育成管理に努めてください。
 - ※2 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金 に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額について、速やか に市長に報告してください。

(A4)

民有地緑化助成事業助成金支払請求書

年 月 日

(請求先)

横浜市長

請求者 住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

請求額

年 月 日 第 号により確定通知のありました「横浜みどり アップ計画」による民有地緑化助成事業に対する助成金として請求します。

振込先金融機関	銀行	支店
(フリガナ) 口座名義人		
預金種目	普通 ・ 当座	
口座番号		

民有地緑化助成事業 改善指示書

				第	号
			年	月	日
住所					
氏名	様				
(法人の場合は、名称・代表	そ者の氏名)				
		横浜市	長		印

年 月 日 第 号により金額確定を通知した「横浜みどりアップ計画」による民有地緑化助成事業の助成金について、横浜市補助金等の交付に関する補助金等規則第13条第1項の規定により、次のとおり改善することを指示します。

事業実施場所						
緑化工法・緑化 面積	□ 屋上 合 計 □ 壁面 総 合		積	m² □ 地面 m² m² m² 合 計 m²	芝等緑化面積 その他緑化面積	m² m² m² m²
指示内容						
履行期限	指示書	の通知日から		日以内		
指示理由						

- (注意) 1 この指示に対する対応策について、指示日から 14 日以内に横浜市長に回答して ください。
 - 2 この指示に従わない回答がなされた場合若しくは回答がない場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

(A4)

民有地緑化助成事業 改善回答書

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

年 月 日 第 号により通知を受けました指示について、次のとおり回答します。

事業実施場所			
改善内容			
履行期限	指示書の通知日から	日以内	

(注意)署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。

 第
 号

 年
 月

 日

民有地緑化助成事業助成金交付決定内容取消通知書

11 PIT	-	\sim	\rightarrow r	_
	- 1	+	P٢	T
11-1/1	- 1	ᅩ	ノノ	ı

氏名 様

(法人の場合、名称・代表者氏名)

横浜市長

年 月 日 第 号により交付の決定を通知した「横浜みどりアップ計画」による民有地緑化助成事業の助成金については、次のとおり助成金交付の決定の内容を取り消しましたので通知します。

1台で取り付しよし1	~~/!!	0 00 /	0		1
助成金額				円	
事業実施場所					
交付決定通知番号	年	月	日	第	号
取消内容					
取消理由					

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

民有地緑化助成事業助成金返還請求書

年 月	月
-----	---

住所

氏名 様

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市長即

請求額

【内訳】返還助成額: 円

加 算 金: 円

年 月 日 第 号により取消しを通知した「横浜みどりアップ計画」による民有地緑化助成事業に対する助成金返還分として請求します。

納付期日	年 月 日まで
返還方法	添付の書類「納入通知書兼領収書」により行ってください。
備考	

民有地緑化助成事業維持管理状況報告書

		年	月	日
(報告先)				
横浜市長				
報告者	住所			
	氏名		ED)
	(法人の場合は、名称	代表	者の氏々	名)

年 月 日に 第 号で確定通知を受けました「横浜みどりアップ 計画」による民有地緑化助成事業の維持管理状況について、関係図書を添え、次のとおり報 告します。

П 0 6 7 6							
事業実施場所	横浜市	区					
緑化工法・緑化面積	□ 屋上 合 計 □ 壁面	樹木緑化面積 芝等緑化面積 その他緑化面 緑 化 面 積	積	m² C m² m² m² m²	□ 地面	樹木緑化面積 芝等緑化面積 その他緑化面積	m² m² m² m²
	総合	計 約	化 面	積		m^2	
維持管理実施内容							
備考欄							
添付図書		写真(撮影日時 也市長が必要と		類			

(注意) 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。

民有地緑化助成事業 助成事業者変更届出書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

届出者 住所

氏名

(EII)

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

年 月 日に 第 号で確定通知の決定を受けました「横浜みどりアップ計画」による民有地緑化助成事業の助成事業者を次のとおり変更します。また、要綱第17条に定める助成事業者の責務を継承することを了解します。

<変更後の助成事業者>

住所		
氏名	(法人の場合は、名称・代表者の氏名)	(III)
変更理由		

- (注意) 1 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
 - 2 届出者は、変更前又は変更後の所有者等になります。

(A4)